

ウォーターPPP導入検討に関する 民間市場調査について

令和7年10月

山形県県土整備部下水道課

1

ウォーターPPPの概要

1 ウォーターPPPの概要

(1) 上下水道事業が抱える課題と対応

- 上下水道は住民の暮らしの安心・安全の確保と豊かな水環境の保全に不可欠な存在となっている。
- 一方で、職員数の減少(ヒト)、施設の老朽化(モノ)、料金・使用料収入の減少(カネ)等、上下水道事業が抱える課題は深刻さを増している。
- 上下水道事業を持続可能なものとし、利用者へ安定したサービスの提供を続けていくためには、こうした課題への適切な対応が必要となる。



職員数の減少

ピーク時と比較して、水道事業の職員数は**約3割減少**、下水道事業の職員数は**約4割減少**



施設の老朽化

高度成長期に整備された施設の更新が進んでいないため、**管路の経年化率(老朽化)が年々上昇**



料金・使用料収入の減少

人口減少や節水意識の高まり等を受け、**水道料金・下水道使用料収入は減少していく見込み**

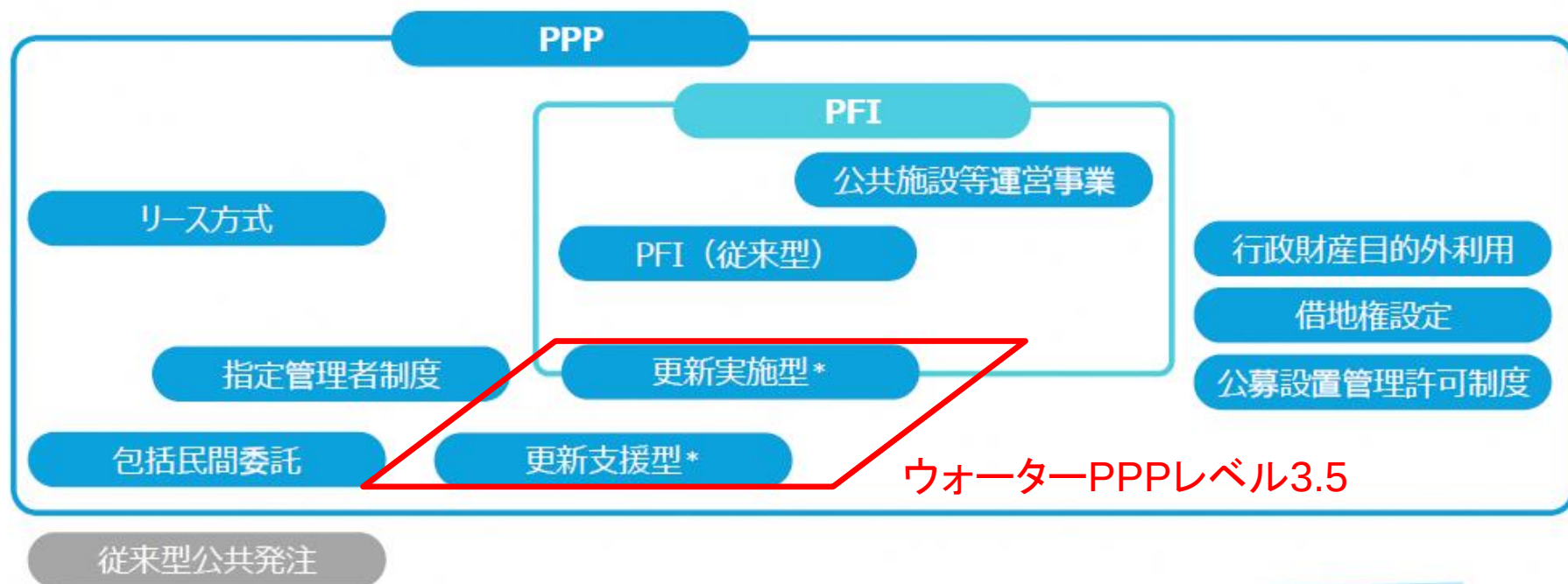
1 ウォーターPPPの概要

(2) PPP (Public Private Partnership) とは

- PPPとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。
- 包括民間委託、PFI等の様々な方式があり、上下水道分野において新たに「ウォーターPPP」が追加された。

大

民間資金活用度



小

民間事業者の経営関与度

大

*管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）（後述）の更新実施型と更新支援型をいう。

1 ウォーターPPPの概要

(3) ウォーターPPPの概要

- ウォーターPPPとは、「公共施設等運営事業(コンセッション)」と「管理・更新一体マネジメント方式」を総称したものである。
- 管理・更新一体マネジメント方式は4要件を充足する必要がある。

○水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4～R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

[管理・更新一体マネジメント方式の要件]

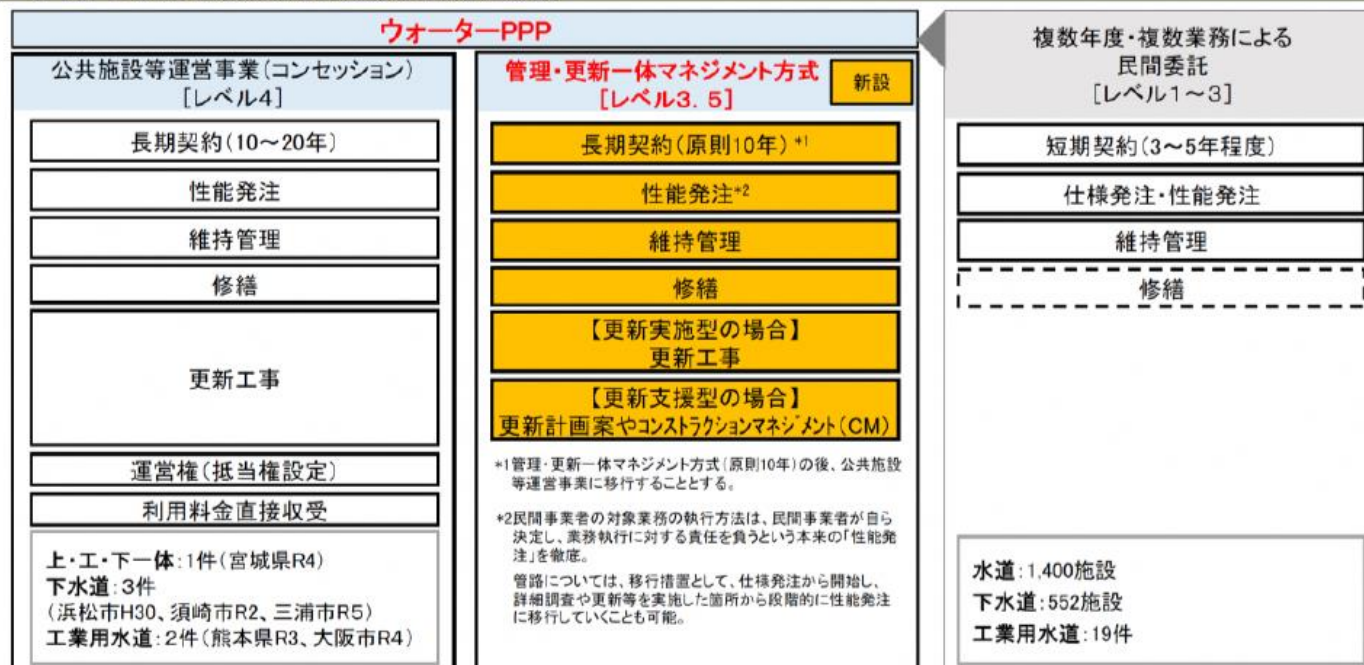
①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。

○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。

○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

4要件



1 ウォーターPPPの概要

(4) ウォーターPPP(レベル3.5)の特徴

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の特徴

4要件

① 長期契約(原則10年)

企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、これまでの民間委託で一般的な3~5年よりも長い10年間を原則とする。

② 性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。発注者が詳細な仕様を決める仕様発注よりも、性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

③ 維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に実施していくことで効率的・効果的な維持管理と更新を期待できる。民間事業者に更新計画を作成する「更新支援型」または更新(改築)の発注業務の委託まで含む「更新実施型」を地方公共団体が選択する。

④ プロフィットシェア

民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分(プロフィット)を官民で分配(シェア)する仕組みのこと。プロフィットシェアの導入により、事業開始後も民間事業者からのライフサイクルコスト削減の提案を促進する。

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は事業・経営の課題解決策の一つ

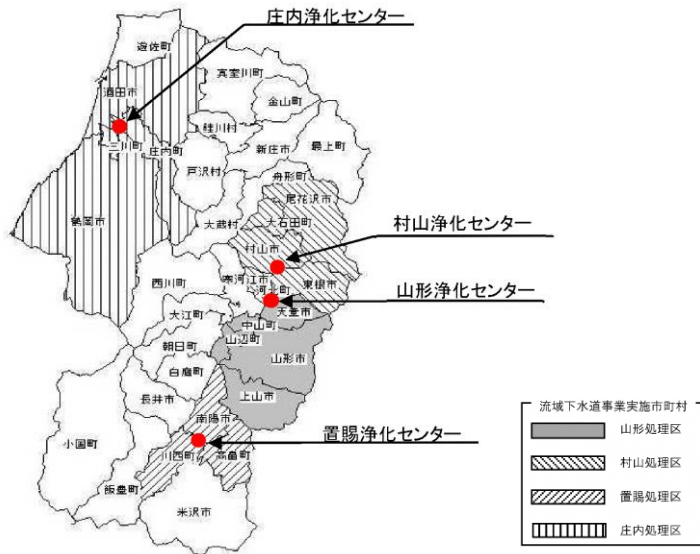


2

山形県流域下水道事業の概要

2 山形県流域下水道事業の概要

(1) 流域下水道事業の概要

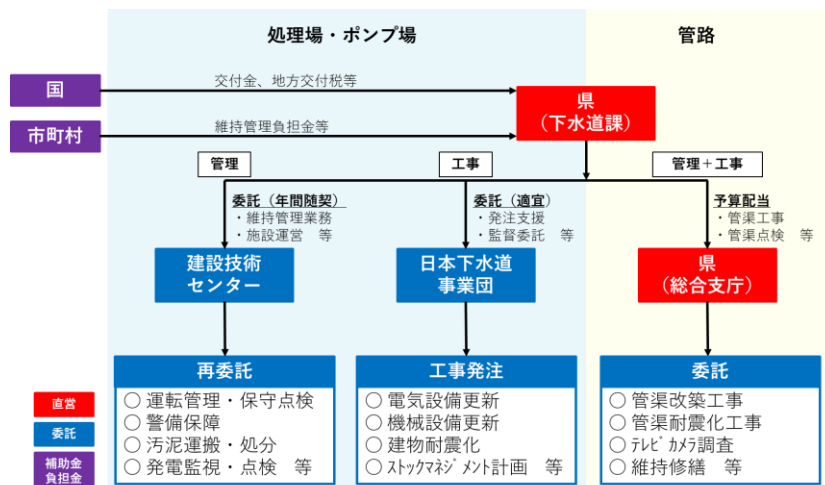


○ 一体的な汚水処理を実施した方が効率的な地域において、県が下水道施設(処理場、ポンプ場、管路等)の整備・運営を行っている。

○ 全体計画(4処理区計)

関連市町	9市8町
処理区域面積 (ha)	17,225
計画処理人口 (人)	420,383
計画処理水量 (m ³ /日)	195,145
流域幹線管渠延長 (km)	160.2
中継ポンプ場 (箇所)	14
浄化センター 現有処理能力 水量 (m ³ /日)	154,200

(2) 流域下水道の運営状況



○ 管路施設

→ 管理・更新共に県が直営で実施

○ 処理場・ポンプ場

→ 管理は(公財)山形県建設技術センターへ委託

→ 更新は日本下水道事業団へ委託

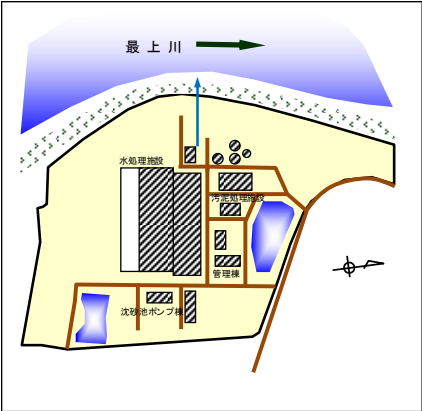
2 山形県流域下水道事業の概要

(3)各処理区の概要

最上川流域 山形処理区 (山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町)

計画概要表 事業着手年度 : S58 供用開始年月日 : H4. 2. 1

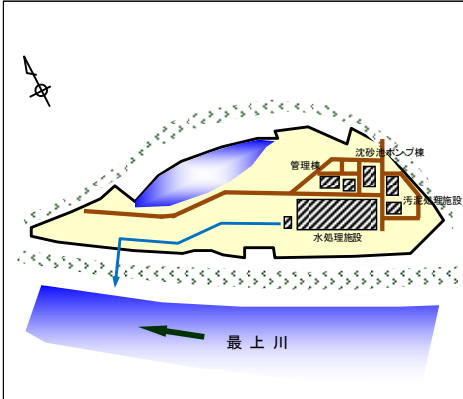
項 目	全体計画(R12)	事業計画(R7)	R5末の整備状況
計画処理面積 (ha) ※1	8,056	7,617	7,531
計画処理人口 (人) ※2	254,800	260,873	246,213
計画水量 (m3/日) ※3	116,629	118,146	86,061
管 渠			
2条管含む場合 (km)	53.4	53.4	53.4
2条管除く場合 (km)	52.9	52.9	52.9
中継ポンプ場 (箇所)	1	1	1
山形市セリタリ浄化			
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力 (m3/日)	122,300	122,300	91,100
池 数	12	12	10
敷地面積 (ha)	25.7	25.7	25.7



最上川流域 置賜処理区 (南陽市、高畠町、川西町)

計画概要表 事業着手年度 : S55 供用開始年月日 : S62. 10. 1

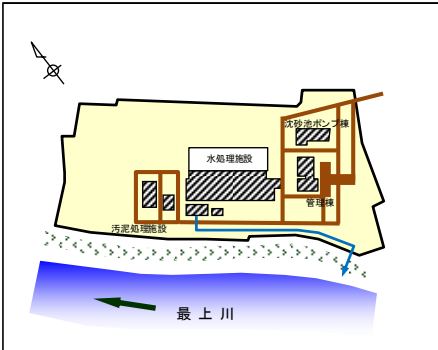
項 目	全体計画(R12)	事業計画(R8)	R5末の整備状況
計画処理面積 (ha) ※1	2,430	2,076	1,804
計画処理人口 (人) ※2	39,110	37,845	37,717
計画水量 (m3/日) ※3	19,084	17,977	14,291
管 渠			
2条管含む場合 (km)	21.1	21.1	21.7
2条管除く場合 (km)	20.1	20.1	20.4
中継ポンプ場 (箇所)	1	1	1
置賜市セリタリ浄化			
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力 (m3/日)	20,400	20,400	20,400
池 数	4	4	4
敷地面積 (ha)	10.5	10.5	10.5



最上川流域 村山処理区 (村山市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町、天童市)

計画概要表 事業着手年度 : S54 供用開始年月日 : S62. 7. 1

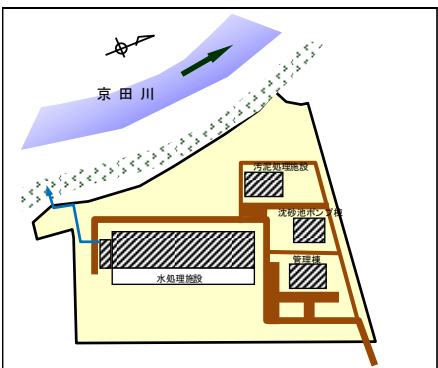
項 目	全体計画(R12)	事業計画(R7)	R5末の整備状況
計画処理面積 (ha) ※1	4,422	4,145	3,636
計画処理人口 (人) ※2	85,413	86,657	78,339
計画水量 (m3/日) ※3	42,644	42,080	26,312
管 渠			
2条管含む場合 (km)	55.2	55.2	43.1
2条管除く場合 (km)	39.6	39.6	40.2
中継ポンプ場 (箇所)	10	9	3
村山市セリタリ浄化			
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力 (m3/日)	47,200	42,500	28,400
池 数	10	9	6
敷地面積 (ha)	12.7	12.7	12.7



最上川下流域 庄内処理区 (鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町)

計画概要表 事業着手年度 : H4 供用開始年月日 : H11. 3. 1

項 目	全体計画(R12)	事業計画(R7)	R5末の整備状況
計画処理面積 (ha) ※1	2,299	2,261	1,936
計画処理人口 (人) ※2	40,070	43,680	36,200
計画水量 (m3/日) ※3	16,472	17,799	11,396
管 渠			
2条管含む場合 (km)	47.8	47.8	44.3
2条管除く場合 (km)	47.6	47.6	44.1
中継ポンプ場 (箇所)	2	2	1
庄内市セリタリ浄化			
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力 (m3/日)	22,950	22,950	15,300
池 数	4	4	3
敷地面積 (ha)	4.0	4.0	4.0



2 山形県流域下水道事業の概要

(5) 各処理区の基礎情報

処理区位置図		処理区	山形処理区	村山処理区	置賜処理区	庄内処理区	備考		
基礎 情報	全体処理人口	人	254,800	85,413	40,100	40,070			
	事業計画人口	人	260,873	86,657	43,340	43,680			
	R2処理人口	人	246,959	78,963	37,910	37,896			
	全体計画面積	ha	8,056	4,422	2,448	2,299			
	事業計画面積	ha	7,617	4,145	2,086	2,261			
	整備済面積（R2）	ha	7,486	3,565	1,792	1,997			
	評価点		-	-	-	-	-		
施設	規模	処理場	箇所	1	1	1	1		
		処理能力	m ³ /日	122,300	47,200	19,400	22,950		
		現有能力	m ³ /日	91,100	28,400	19,500	15,300		
		全体計画 中継ポンプ場数	箇所	1	10	1	2		
		事業計画 中継ポンプ場数	箇所	1	9	1	2		
		現有処理能力 による評価		△	○	○	◎	現有処理能力が 少ないものを評価	
	老朽度	処理場の供用年	年月	1992年2月	1987年7月	1987年10月	1999年3月		
		R6年度 経過年数	年	33	37	37	25		
		設備点数	点	3,775	2,980	1,661	2,305		
		2025老朽化設備	点	3,091	2,154	1,324	2,092		
		2029老朽化設備	点	3,231	2,420	1,448	2,127		
		2038老朽化設備	点	3,720	2,753	1,650	2,305		
		2029老朽化率	%	85.6%	81.2%	87.2%	92.3%		
		2038老朽化率	%	98.5%	92.4%	99.3%	100.0%		
	耐震	経過年数による 評価		○	△	△	◎	経過年数が新しいものを 評価	
		耐震化率（処理場）	%	55.60	82.20	73.80	82.80		
		評価点		△	◎	○	◎	耐震化率の高い順で 評価	
		管理	現行維持管理単価	円/m ³	35.14	75.06～106.27	90.7	92.32	112.19
	評価点			△	○	○	◎	維持管理単価の高い順で 評価	
	施設での評価			△	○	○	◎	「現有処理能力の大小による 評価」と「経過年数による 評価」「耐震」「管理」を◎、○、△として 評価	
管きよ	延長	事業計画延長	km	53.44	39.58	20.09	47.57		
		DB集計延長	km	48.35	40.24	21.73	43.91		
	管きよの規模に対する 評価			△	○	◎	○	延長の短いものを 評価	
	老朽度	2024時点経過年数		33	37	37	26	処理区内の最も古い管渠の 経過年数	
		経過年数による 評価		○	△	△	◎	経過年数が新しいものを 評価	
	耐震	耐震化率（管渠）	%	90.8	100	100	61.4		
		耐震化率（MH）	%	78.4	100	58.2	42.4		
	評価点			○	◎	○	△	耐震化率の合計の高い順で 評価	
	管きよでの評価			△	○	○	○	「管きよの規模に対する 評価」と「管渠の老朽度 に対する評価」「耐震」を◎、○、△として 評価	
	総合評価			△	○	○	◎	「施設での評価」と「管きよでの 評価」の評価	

3

流域下水道事業が抱える課題

3 流域下水道事業が抱える課題

ヒト 職員数の減少

【課題】

- 発注件数、発注金額等が増加傾向にあり、職員への大きな負荷が常態化
- 県の土木職員数は減少傾向にあり、改築・更新需要が増加傾向にある中で、技術継承や職員負荷の平準化が必要



【対応方針】

- 官民連携手法等の活用により、人員の補填、職員の負担軽減等を図る。

カネ 料金・使用料収入の減少

【課題】

- 人口減少、節水意識の高まり等により、料金収入の減少が懸念される。
- 物価、労務単価等は上昇傾向にあり、事業費も増加傾向にある。
- 施設の老朽化等に伴い、事業費の増加が予想される。



【対応方針】

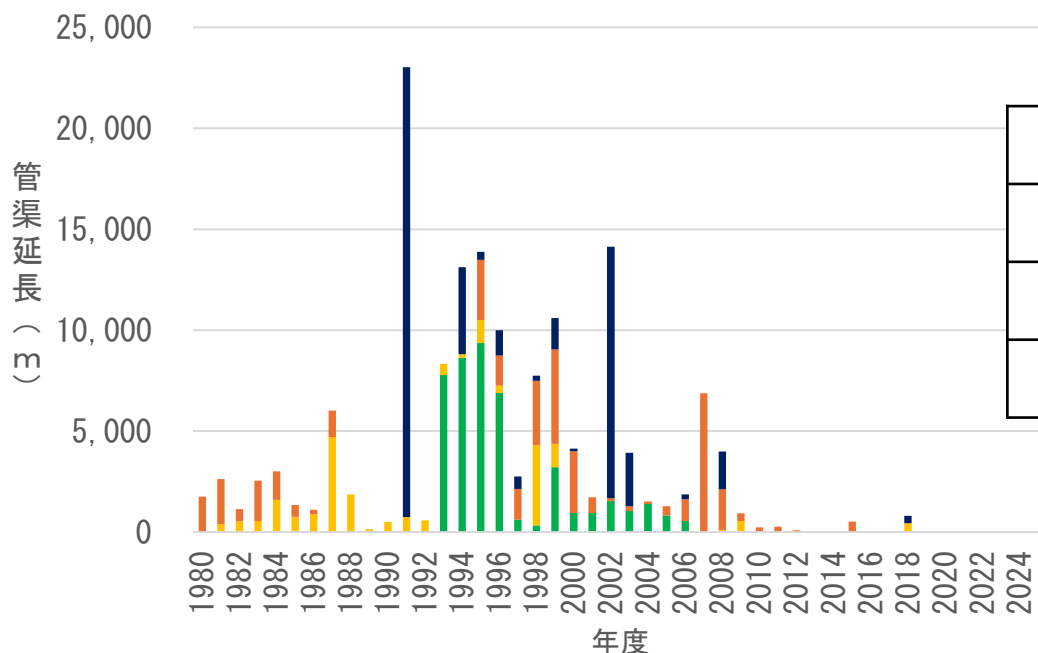
- 経営戦略の見直し等を行いながら、経営の安定化を図る。
- 広域化・共同化計画に基づき、事業の効率化を推進する。
- 官民連携手法等の活用により、経営の効率化を図る。

3 流域下水道事業が抱える課題

モノ 施設の老朽化

- 処理場、管路等の下水道施設は、同時期に整備しているため、今後一斉に耐用年数を超過していく見込みである。

下水道管路（污水）の経過年数別布設延長



■ 庄内処理区 ■ 置賜処理区 ■ 村山処理区 ■ 山形処理区

(引用元:山形県管路台帳)

【対応方針】

- 維持管理状況を反映させたストックマネジメント計画に基づき、計画的な更新、修繕等を実施する。
- 官民連携手法等の活用により、創意工夫、新技術等を活用する。

3 流域下水道事業が抱える課題

まとめ

課題と対応方針

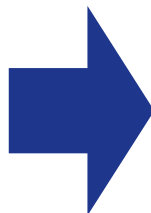
観点	現状分析・課題	今後の対応方針
ヒト	○ 発注規模は増加傾向にあり、職員の負担増が見込まれる。 ○ 土木職員数は減少傾向にある。	○ 官民連携手法等の活用により、人員の補填、職員の負担軽減等を図る。
モノ	○ 施設の老朽化が一斉に進み、更新工事の増加、予算の不足等が懸念される。	○ 維持管理状況を反映させたストックマネジメント計画に基づき、計画的な更新、修繕等を実施する。 ○ 官民連携手法等の活用により、創意工夫、新技術等を活用する。
カネ	○ 人口減少、節水意識の高まり等により、料金収入の減少が懸念される。 ○ 物価、労務単価等は上昇傾向にあり、事業費も増加傾向にある。 ○ 施設の老朽化等に伴い、事業費の増加が予想される。	○ 経営戦略の見直し等を行いながら、経営の安定化を図る。 ○ 広域化・共同化計画に基づき、事業の効率化を推進する。 ○ 官民連携手法等の活用により、経営の効率化を図る。

下水道事業の課題

ヒト

モノ

カネ



官民連携事業の推進

- 民間の創意工夫を活かし、施設の効率的な維持管理を実施するため、官民連携事業(PPP/PFI)を推進していく。

4

導入検討方針

4 導入検討方針

WPPP
レベル

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

○ 『管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）』の導入を検討する。

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約（10～20年）	長期契約（原則10年）*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）
運営権（抵当権設定）	
利用料金直接収受	
上・工・下一体：1件（宮城県R4） 下水道：3件 （浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5） 工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）	*1 管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

4 導入検討方針

対象 施設

処理場・ポンプ場・管路

- すべての施設を対象として導入を検討する。
※ マーケットサウンディングの結果等により、対象施設の選定を行う場合もあり得る。

- まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

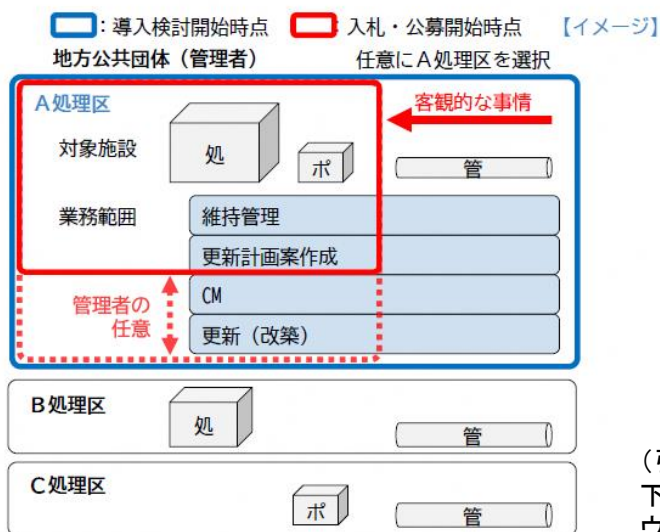
- 一般論として、事業規模が大きいほど期待する効果・メリットも大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられる

- このため、少なくとも一つの処理区のすべての施設について、維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務(以下「すべての施設等」という。)を念頭に、導入検討を開始する必要がある

- 入札・公募の開始(書類要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある

- 「管理者の任意」部分の情報収集、「客観的な情報」の収集の詳細については、本ガイドライン基礎編(4.1、4.2)を参照

図表 3-1 対象施設・業務範囲設定の考え方(一例)



(引用)
下水道分野における
ウォーターPPPガイドライン2.0版
10

4 導入検討方針

契約
期間

10年間

発注
方式

性能発注

○ 管路施設は段階的な性能発注への移行とする。

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

- 性能発注を原則とする。
- ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
- また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
- 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
- 性能規定の例は、次の通り。
 - 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
 - 管路施設:人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること

(引用)
下水道分野における
ウォーターPPPガイドライン2.0版

4 導入検討方針

施設
更新

更新支援型

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

更新支援型	更新実施型
■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 ☐ 処理場 (xx浄化センター) ☐ ポンプ場 (xx中継センター) ☐ 管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 ☐ 対象施設の維持管理(維持、修繕) ☐ 対象施設の更新計画案作成 ☐ 対象施設のコンストラクションマネジメント (CM) ※含む場合 ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。	■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 ☐ 処理場 (xx浄化センター) ☐ ポンプ場 (xx中継センター) ☐ 管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 ☐ 対象施設の維持管理(維持、修繕) ☐ 対象施設の更新計画案作成 ☐ 対象施設の改築 (の発注) ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。

4 導入検討方針

プロフィット シェア

プロフィットシェアの導入

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

官民で分配する割合（比率）は管理者の任意。
仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

- 「プロフィット」とは「費用削減分」をいい、「シェア」は、費用削減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用削減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用削減分は受託者に帰属

概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

受託者の改善提案	(乙の改善提案) 第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。 2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。
要求水準の変更	(要求水準書の変更等) 第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要性が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。
委託料の減額	(要求水準書の変更に伴う措置) 第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。
半分は削減しない	

出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

5

マーケットサウンディング

5 マーケットサウンディング

マーケットサウンディングの概要

- 実施対象：** 下水道関連民間事業者
- 実施期間：** 令和7年10月14日 ～ 令和7年10月31日
- 回答方法：** Excel形式の調査票をメールにより回答
- 調査趣旨：** 対象施設、業務等の事業スキームを設定するうえで、
マーケットサウンディング結果を参考とするもの。
- 設問内容：** ①WPPPに対する参入形態・参入意欲
②下水道事業における業務実績・対応業務
③WPPP導入の対象とする施設・業務について 等

マーケットサウンディングの実施スケジュール

日程	実施内容
令和7年10月14日	アンケートの掲載(県HP)
令和7年10月31日	アンケート提出期限
令和7年12月以降	アンケート結果の公表

5 マーケットサウンディング

マーケットサウンディングの対象業務候補情報

対象とする業務は、改築更新工事を含めない更新支援型とし、現時点における管路・施設毎の対象となりうる業務を想定

マーケットサウンディングの対象業務候補（施設・管路）

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
全体	統括管理	統括・マネジメント	管路	計画策定	更新計画案作成
	施設情報管理	台帳整備・台帳管理等		設計	修繕工事に伴う設計
	問題解決	不明水・悪臭対策等		維持管理	改築更新工事に伴う設計
	事故対応	緊急清掃・緊急修繕等			保守点検・巡視
	住民対応	窓口・苦情対応等			詳細調査（目視）
	災害対応	状況確認・対応支援等			詳細調査（TVカメラ）
	CM業務	発注支援等			苦情受付・対応
	計画策定	更新計画案作成			清掃
施設	設計	修繕工事に伴う設計			除草
		改築更新工事に伴う設計			修繕
		運営管理			
	維持管理	運転操作			
		運転監視			
		保守点検			
		水質分析			
		施設管理及び物品調達			
		沈砂・し渣の搬出及び計測			
		脱水ケーキ・撤去植栽の運搬			
		施設見学対応			
		管理報告書の作成及び整理			
		修繕			

6

今後のスケジュール（案）

6 今後のスケジュール(案)

WPPPの導入に向けたスケジュールは、現時点では以下の内容を想定しており、令和8年度末にWPPPの公募、令和10年度からのWPPPの導入開始を予定

今後のスケジュール（案）

	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度		
導入可能性調査															
契約手続及び 公募の準備															
契約手続の 実施・契約															
WPPP 事業開始															

説明内容及びマーケットサウンディングについて、不明点・疑問点等ある場合は、以下の担当までご連絡ください。

連絡先

担当者 : 山形県県土整備部下水道課 飯野・尾形

電話番号 : 023-630-2103

メールアドレス : ygesuido@pref.yamagata.jp

主な参考資料

- ・下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン（国土交通省：令和7年4月）
- ・山形県の下水道（山形県：令和6年10月）
- ・山形県流域下水道事業経営戦略2030（山形県：令和4年3月）
- ・山形県流域下水道ストックマネジメント計画（山形県）

※ 国土交通省、山形県等のHPでダウンロード可能です。